配慮事項記載シート（船頭町地区）

（１）基本事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 基本事項 | □ 景観づくりの基本目標、景観形成方針に沿った景観形成に配慮する。  □ 届出対象となる行為は、周辺の歴史的景観になじむよう調和に向けた努力を行う。  □ 行為場所及び周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努める。 |  |  |

（２）建築物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 配置 | □ 京町通りや本丁通り、札場通り、横丁通りに面する建物の壁面の位置は、通りの壁面線に揃える。  □ やむを得ず駐車スペース等を確保するため建築物を後退させる場合は、塀・門扉・生垣などを壁面の位置に揃えて設置をするなど、街並みの連続性を保つよう努める。 |  |  |
| 高さ | □ 原則として２階以下とする。  □ やむを得ず３階以上とする場合には、通りに面した部分への下屋又は庇の設置や壁面に工夫を凝らすなど、街並みの連続性を保つよう努める。 |  |  |
| 形状 | □ 周囲の建築物との調和に配慮した形態及び意匠とする。 |  |  |
| 屋根・外壁・開口部  屋根・外壁・開口部 | □ 外壁及び開口部の建具については、周囲の建築物と調和し、街並みの連続性を保つよう努める。  □ 仕上げ材は、周囲の街並みと調和した落ち着いた材質感のものとする。  □ 屋根・外壁は、色彩基準に適合した色彩又は無彩色や素材色の落ち着いた色彩を基調とし、過度の装飾を避け、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。 |  |  |
| □ 彩度の高い色彩は、アクセントとしてのポイント使用に留める。  〈色彩基準〉   |  |  | | --- | --- | | 色相 | 彩度 | | R・YR・Y | ４以下 | | その他 | ２以下 | |  |
| 建築  設備等 | □ 空調機等の建築設備は、通りから容易に見える位置に設置しないものとする。やむを得ず設置する場合は、目隠しの設置などにより、目立たないようにする。  □ 屋根に太陽光パネル等を設置する場合は、通りから容易に見える位置に設置しないものとする。やむを得ず設置する場合は、屋根の色彩との調和に配慮し、低明度かつ低彩度、低反射で模様が目立たないものを使用する。 |  |  |
| 外構・  緑化 | □ 通りからの見え方に配慮し、既存樹木の保全及び生垣の設置など敷地内の緑化に努める。  □ 駐車場及びカーポートは、京町通りや本丁通り、札場通り、横丁通りから容易に見える位置に設置しないものとする。やむを得ず設置する場合は、生垣で修景するなど、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。 |  |  |

（３）工作物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 配置 | □ 京町通りや本丁通り、札場通り、横丁通りからの見え方に配慮した配置とする。  □ 歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。 |  |  |
| 高さ | □ 背景となる山並みの稜線や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。 |  |  |
| 形態  意匠 | □ 周囲の歴史的な街並みと調和した形態となるよう配慮する。  □ 道路や周囲からの見え方において、ボリューム感の軽減に努め、圧迫感や閉塞感を感じさせないよう配慮する。 |  |  |
| 色彩 | □ 色彩は、色彩基準に適合した色彩又は無彩色や素材色の落ち着いた色彩を基調とし、過度の装飾を避け、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。  □ 彩度の高い色彩は、アクセントとしてのポイント使用に留める。  〈色彩基準〉   |  |  | | --- | --- | | 色相 | 彩度 | | R・YR・Y | ４以下 | | その他 | ２以下 | |  |  |

（４）　特定工作物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 広告物 | □ 看板等の広告物のデザイン及び色彩は周辺の景観を損なわないよう配慮する。  □ 自家用広告物以外の営業用広告は、原則として設置しない。  □ 電柱の巻きつけ広告は、禁止する。 |  |  |
| ごみ  集積所 | □ 京町通りや本丁通り、札場通り、横丁通りに面して、ごみ集積所を設置する場合は、通りからの見え方に配慮し、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。 |  |  |
| 自動  販売機 | □ 京町通りや本丁通り、札場通り、横丁通りに面して、自動販売機を設置する場合は、木柵の目隠しの設置や低明度かつ低彩度の色彩を使用するなど、建築物や周辺の景観との調和に配慮する。 |  |  |

（５）　開発行為等、その他

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 開発行為及び土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更 | □ 原則として土地の形質の変更は行わない。  □ 土地の形質の変更を行うときは、変更後の状態が歴史的景観を著しく損なわないものとする。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | □ 堆積等の面積は最小限に留め、できるかぎり高さを抑える。  □ 通りから目立たないよう、堆積の位置や規模を工夫し、堆積区域の周囲及び敷地内の緑化・美化に努める。 |  |  |

（備考）

１　行為に関係する部分の□にレ印を記入し、配慮及び措置内容を記載してください。

２　届出内容と関連しない項目（今回変更しない箇所）は斜線を入れてください。